# 岡山チャプター定款

# 第1章 総則

# 第1条【名称・位置づけ】

この会の名称は、「日本コーチ協会岡山チャプター」という。この会は「特定非営利活動法人日本コーチ協会」の定款第6条に基づき、同法人の「目的に賛同した団体」として、同法人の正会員としての位置づけを持つ任意団体である。

第2条【事務局】 この会の事務局を岡山県内に置く。

# 第2章目的及び活動

第3条【目的】この会は、「特定非営利活動法人日本コーチ協会」の定款第6条 に基づき、健全なコーチの育成とコーチングの諸技法の進歩及び正当な社会的適 用による普及を図り、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

## 第4条【活動】

この会は、次のことを活動項目とする。(1)チャプター主催の定期的な研究会、 勉強会などの開催(2)会員同士の情報交換(3)コーチングの社会への普及・広報活動(4)コーチ紹介事業(5)その他、この会の目的にかなう諸活動

# 第3章 会員

第5条【種別】この会の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員この会の目的に賛同して入会した個人
- (2)賛助会員この会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人または団体

第6条【入会】本会の目的に賛同し活動することに同意し、この会に入会しようとする者は、岡山チャプター事務局が別に定める入会の申込書により、事務局に申し込むものとする。入会の可否は、役員会の承認を持って最終決定する。

役員会は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動に協力できる者と認めるとき は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

役員会は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由をつけた書面をもって、本人にその旨を 通知しなければならない。

第7条【入会金及び年会費】 役員会で別に定める入会金及び会費を納めるものとする。

第8条【会員資格の喪失】 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を 喪失する。(1)本人が退会届を提出したとき

- (2)本人が死亡したとき
- (3)本人が除名されたとき
- (4)3 ケ月以上会費を納入しないとき

第9条【退会】会員は、役員会が別に定める退会届を役員に提出して、任意に退会することができる。

第10条【除名】 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、役員の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1)法令、またはこの定款に違反したとき (2)この会の名誉を傷つけ、またこの会の目的に反する行為をしたとき

第11条【会費等の不返還】 すでに納入した会費及びその他の金品は、退会・除名の際に、これを返還しない。

# 第4章 役員及び職員

第12条【種別及び定款】 この会の運営を円滑に行うため、総会によりチャプターの正会員の中より役員を選任する。

役員の定数は5名以上10名以内とし、うち1名を代表、うち2名を副代表、うち1名 を幹事とする。 役員は役員会を構成し、この会の業務を執行する。

#### 第13条【任期】

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 補欠または増員によって就任 した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。 役員は 辞任または人気満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うも のとする。

第14条【解任】 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1)心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき (2)業務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

# 第5章 総会

第15条【種別】この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする

## 第16条【構成】

総会は、正会員により構成される。 賛助会員は総会に出席し、自由に意見を述べることができる。

第17条【権能】 総会は以下の事項について議決する。 (1)定款の変更

(2)解散、合併または分割 (3)役員の選任または解散、職務及び報酬 (4)活動計画及 び収支予算ならびにその変更 (5)活動報告及び収支決算 (6)入会金及び会費の額 (7) その他運営に関する重要事項

## 第18条【開催】

通常総会は、毎年1回開催する臨時総会は代表が必要と認めたとき、または役員の過半数が必要と認めたとき招集する。総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。総会は、委任状を含め、正会員の総数の3分の1以上の出席が無ければ開催することができない。総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第19条【議事録】

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1)日時及び場所(2)役員、日本コーチ協会正解委員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記する。
- (3)議事の経過概要及び議決の結果 (4)議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印した上、この議事録をこの会の事務局において保管する。

第20条【役員会】 総会で定められた運営方針・活動の細目及び、この定款の定めに無い事項は、役員会で決定する。 役員会は代表が招集し、役員の過半数の出席で成立する。

# 第6章 資産及び会計

第21条【資産】この会の活動は、年会費及び寄付金、活動に伴う収入によるものとする。

### 第22条【資産の管理】

この会の資産は代表の責任の下で、代表以下の役員が業務分担に応じ、管理する。

その方法は総会の議決を経て、代表が別に定める。管理方法について、別途詳細を定める必要が生じた場合は、総会の議決を経て決定する。

第23条【活動計画及び予算】この会の活動計画及びこれに伴う収支予算は役員会で協議の上、総会の決議を経なければならない。

第24条【活動報告及び定款】この会の活動報告、収支計算書、貸借対照及び財産目録等の決算に関する書類は、毎活動年度終了後速やかに代表が作成し、監査を受け、総会の議決を経なければならない。 決算上余剰を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第25条【活動年度】 この会の活動年度は、毎年10月1日に始まり、9月30日に終 わる。

# 第7章 定款の変更、解散及び合併

第26条【定款の変更】この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

#### 第27条【解散】

この会は次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の議決
- (2)チャプター会員の欠乏 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、チャプター正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第28条【合併・分割】この会が合併または分割しようとするときは、総会においてチャプター正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

# 第8章 雜則

第29条【禁止事項】この会が主催する各種催しのばにおいて、チャプター会員及びそのたの参加者に対する以下の行為は禁ずる。違反を確認した際は代表により、当事者に注意を行い、それでも改まらない場合は、除名の是非を問う議決の対象となることもある。(1)特定非営利活動法人日本コーチ協会倫理規定に違反する行い。(2)その他役員会が不当とする行為は、役員会で決定する。

第30条【細則】この定款の施行について必要な細則は、役員会がこれを定め、チャプター会員に報告するものとする。

#### 付則

この定款は日本コーチ協会岡山チャプター成立の日より、施行する。この会の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

代表 寺崎 光宣

副代表 三谷 良子

副代表 小野 友之

役員 岩本 紘子

役員 杉橋 祐樹 この会の設立当初の役員任期は、第13条の規定に関わらず、成立の日から平成18年9月30日

までとする。この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第23条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。この会の設立当初の活動年度は、第25条の規定に関わらず、成立の日から平成18年9月30日までとする。入会金年会費は次のとおりとする。

(1)正会員

入会金:1.000 円

年会費:3.000 円

(2022年10月より当面の間、年会費は徴収しません)

(2) 賛助会員 入会金:0 円

年会費:個人 3.000 円/団体 1.0000 円を一口とし、一口以上 ただし、下記(4月から9 月末)の間に入会する者については、年会費を半額とする。

沿革

2005年9月岡山チャプター設立

2022年 12月岡山チャプター附則(正会員の年会費)を変更